

令和7年11月12日
危機管理部

世田谷区業務継続計画〔令和8年修正〕の策定にかかる検討状況について

1 主旨

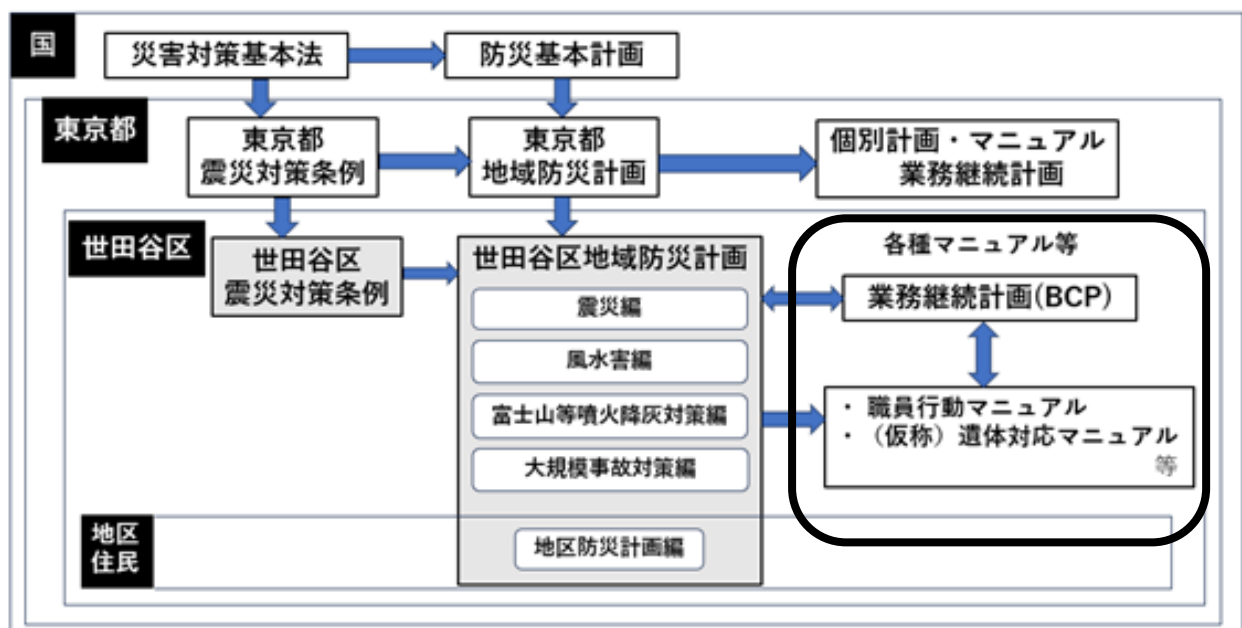
世田谷区業務継続計画は、令和7年5月23日災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会で報告したとおり、修正に着手している。

現在の業務継続計画<震災編>〔平成30年3月〕策定から約7年が経過しており、その間の実災害の教訓を踏まえた災害対策関連法令改正、都の業務継続計画の改定、世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕等の修正のほか、都の最新の被害想定を反映した実効性のある業務継続計画（以下、「修正計画」とする）とする。

従来の「首都直下地震」のみを想定災害とした計画から、「風水害」及び「火山噴火」等の様々な災害事象・規模に柔軟に対応できる計画とする。

災対各部等への調査を実施し、修正計画の策定を進めているところであり、検討状況について報告する。

「業務継続計画」の位置づけ



2 修正計画の内容

別紙 「世田谷区業務継続計画〔令和8年修正〕の概要」のとおり

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月 修正計画（素案）の策定

令和8年 1月下旬 災害対策推進委員会 修正計画（案）

2月上旬 災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会 修正計画（案）

3月 修正計画策定

第1章 基本的な考え方

○業務継続計画とは

- ・区の行政機能が被災し、**平時より資源に制約がある状況下においても適切に業務を執行**するため、優先すべき業務を特定し、必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画である。

○計画の目的

- ・本計画の目的は、災害時に区民の生命及び財産を保護し、区民生活に必要な不可欠な業務を早期再開するために、「**非常時優先業務**」を特定し、**限られた人員・物資等の有効活用や、そのための資源の確保**などの課題と対策について定めるものである。

○計画の基本方針

- (1) 区民の生命、財産を保護するため、災害対策業務に万全を尽くす。
- (2) 区民生活の支障を最小限にするため、必要不可欠な行政サービスを早期再開する。
- (3) 限られた資源の中で区の責務を果たすため、他の通常業務の再開は先送りする。

○計画修正の背景と視点

- ・現在の業務継続計画<震災編>〔平成30年3月〕策定から約7年が経過しており、その間の実災害の教訓を踏まえた災害対策関連法令改正、都の業務継続計画の改定、世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕等の修正のほか、都の最新の被害想定を反映した実効性のある修正計画とする。
- ・従来の「**首都直下地震**」のみを想定災害とした計画から、「**風水害**」及び「**火山噴火**」等の様々な災害事象・規模に柔軟に対応できる計画とする。

○本計画で取り扱う業務

(1) 災害対策業務

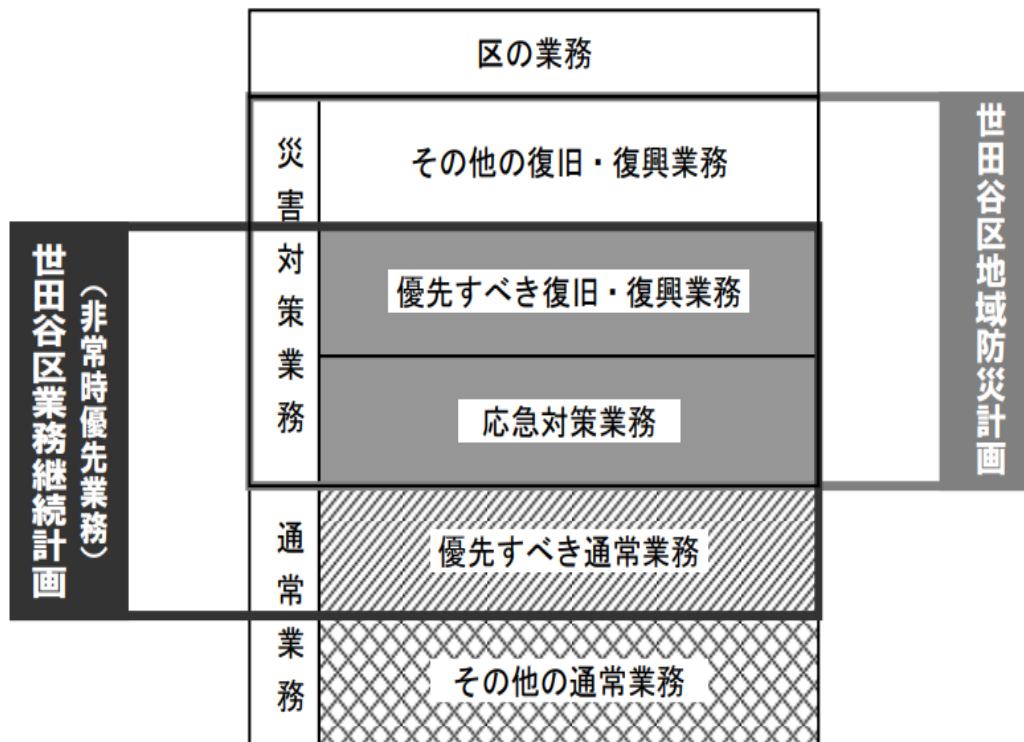
世田谷区地域防災計画で規定される業務。本計画では、発災直後から生じる「応急対策業務」に加えて、優先すべき「復旧・復興業務」（発災後1ヶ月以内に実施するもの）を取り扱う。

(2) 優先すべき通常業務

区の通常業務のうち、優先して早期（発災後1ヶ月以内）に再開する業務。区民の生命・財産や法令遵守等への影響を踏まえ絞込みを行う。

(3) 非常時優先業務

災害対策業務（応急対策業務及び優先すべき復旧・復興業務）と優先すべき通常業務をあわせたもの。本計画において発災後1ヶ月以内に開始すべき業務の総称。



第2章 計画の前提条件

○対象とする災害

首都直下地震

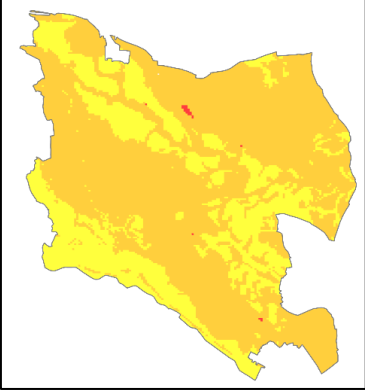
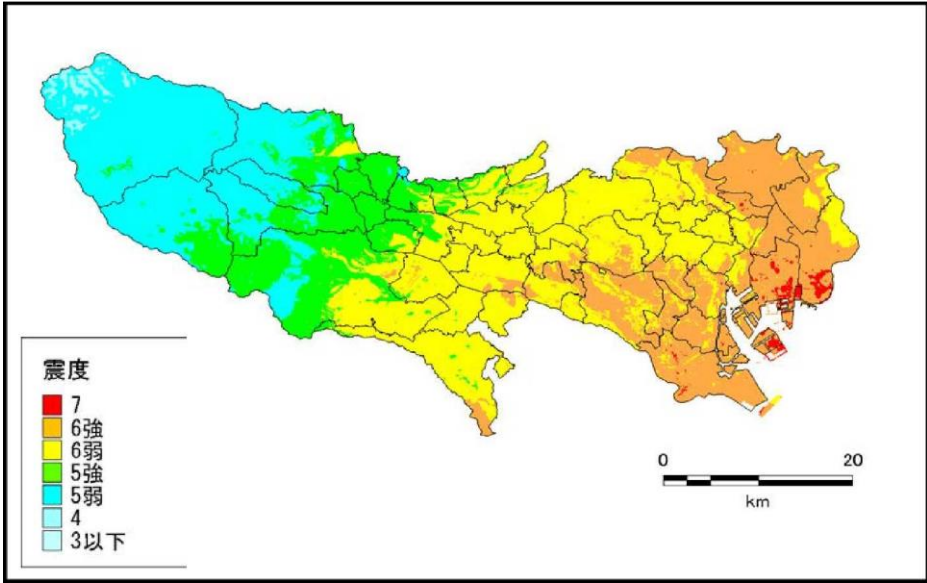
（その他の災害は準用して対応）

- ①地震（首都直下地震）
- ②風水害（洪水、内水氾濫）
- ③火山噴火

- ④中規模・小規模災害
- ⑤複合災害

○地震（首都直下地震）

「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月、東京都）において、世田谷区の被害が最も大きいとされる『都心南部直下地震（M7.3）』とする。



（冬・夕方18時）

世田谷区の震度別面積率（％）			
5 強以下	6 弱	6 強	7
0.0	31.0	68.9	0.1

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月、東京都）

区全体の被害想定
死者 645人、負傷者 7,132人、全壊 6,464棟、焼失 19,293棟 電気停電率 18.9%、通信不通率 11.5%、上水道断水率 23.2%、下水道管きょ被害率 5.6%、 ガス供給停止率 14.4%

想定される職員態勢（非常配備態勢職員数：5,730人）

	発災後 時間経過ごとの累計								
	発災～4時間以内	4～8時間以内	8～12時間以内	12～24時間以内	24～48時間以内	48～72時間以内	72時間～7日以内	7～14日以内	14～30日以内
参集人数	1,330人	2,132人	2,494人	2,713人	2,713人	2,713人	4,106人	4,908人	5,366人
参集割合	23.2%	37.2%	43.5%	47.3%	47.3%	47.3%	71.7%	85.7%	93.6%

※公共交通機関の運行停止のほか、職員の被災、居住地域の被災、地震による混乱、家族の被災等を算定条件として設定する。参集困難な職員を一定数見込むものとする。

○風水害（多摩川・中小河川の洪水や内水氾濫）

- ・多摩川流域の想定最大規模降雨（2日間総雨量588mm）による氾濫、区内の中小河川の想定最大規模降雨（総雨量690mm・時間最大雨量153mm）による氾濫を想定した。
- ・浸水を予測したハザードマップでは、多摩川及び中小河川の周辺は広い範囲で浸水深0.5mから5mとなり、一部エリアでは10m以上と想定される。
- ・台風の進路や気象予報等により、発災の一定程度前から予測が可能なため、職員の事前配備を行うことが可能なことから、全職員の参集を見込むものとする。

○火山噴火

- ・富士山噴火時における広範囲の降灰により、区内において、交通・ライフライン被害、堆積灰の重みによる建物被害、区民への健康被害等が想定される。

○中規模災害・小規模災害

- ・地震、風水害及び火山噴火の災害事象について、災害規模の大きさに合わせた「被害の様相」と、「想定される職員態勢」「業務継続上のポイント」を整理する。

○複合災害

- ・「感染症の蔓延下における大規模自然災害」及び「大規模地震発生後の復旧・復興期における風水害の発生」を想定し、業務継続上のポイントを整理する。

第3章 非常時優先業務

・業務開始目標時間に応じた災害対策業務と、優先すべき通常業務を時間軸に沿って整理している。

○主な非常時優先業務（地震）

災対統括部（危機管理部、DX推進担当部、選挙管理委員会事務局）抜粋

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	災害対策業務	優先すべき通常業務
発災 ～4時間	本部長室会議の開催 災対各部への要請、指示 防災行政無線、防災情報システムの被災状況の把握 及び復旧 被災者に関する東京都災害対策本部との連絡、要請 災害時相互応援協定に基づく人的・物的支援の要請 被害情報、復旧情報の整理、被災者への提供 二次災害防止の措置、被害の全体像の把握	
～8時間		
～12時間		
～24時間		
～48時間		(選挙期間) 選挙管理委員会の開催 期日前投票所開設
～72時間	庁内ネットワークの復旧対応 情報関連設備の復旧対応 災害により故障した情報システム及び通信インフラ の復旧	システムのネットワーク接続・稼働確認 庁内情報網基盤の状況把握及び復旧指示 庁内情報基盤の稼働確認及びクラウドサービスの 利用可否確認
～1週間	防犯対策	
～2週間	情報関連予算の管理 激甚災害指定に向けた対応	
～1ヶ月間		

業務名称については、省略標記

●優先すべき通常業務の選定

①区民の生命・生活・財産の保護②法令遵守③関係所管・他機関等への業務の影響等の観点から、発災時の業務継続に支障が生じた場合の影響を考慮し、発災後1か月以内（非常時優先業務の対象期間）の影響度が「3」（中程度）以上である業務を「優先すべき通常業務」として選定する。

影響の 度合い	1	2	3	4	5
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
各業務の開 始・再開が 遅れること に伴う代表 的な影響の 内容	・ 社会的影響はわずかにとどまる。 ・ ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	・ 若干の社会的影響が発生する。 ・ しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	・ 一定程度の社会的影響が発生する。 ・ 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	・ 相当大きな社会的影響が発生する。 ・ 社会的な批判が多く発生し、過半の人はその行政対応は許容できないと考える。	・ 甚大な社会的影響が発生する。 ・ 大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容できないと考える。

第4章 非常時優先業務の執行環境の確保

○非常時優先業務の執行環境の確保について、必要な資源の課題を抽出するとともに対策の方向性の検討を実施している。

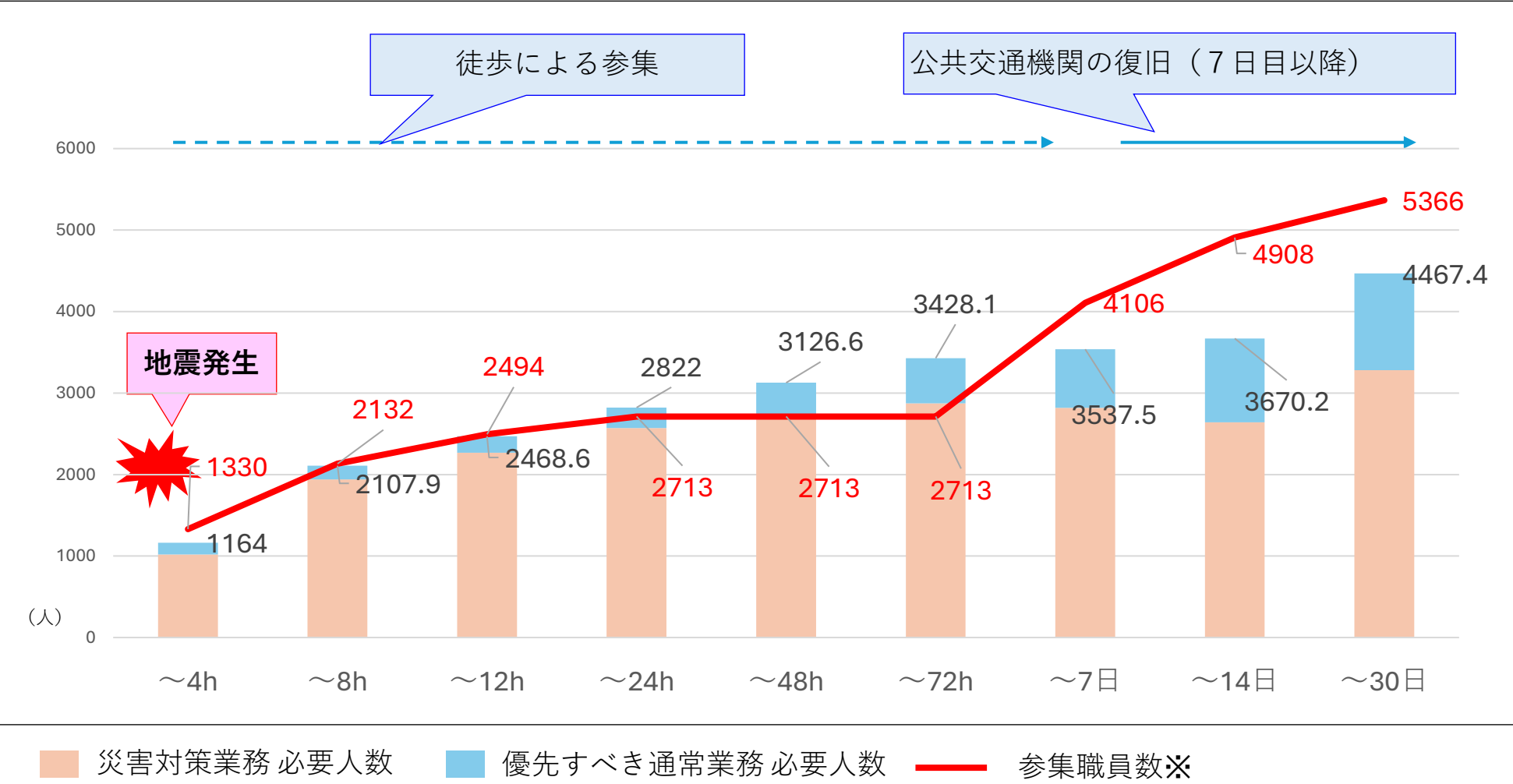
○必要な資源

- 庁舎、電気、通信、情報システム、執務環境、消耗品等、移動手段、トイレ、飲料水・食料等
- 例) 「電気」：非常用電源の効率的な使用方法の検討
- 「情報システム」：職員安否システムの整備を検討 等

●職員

地震

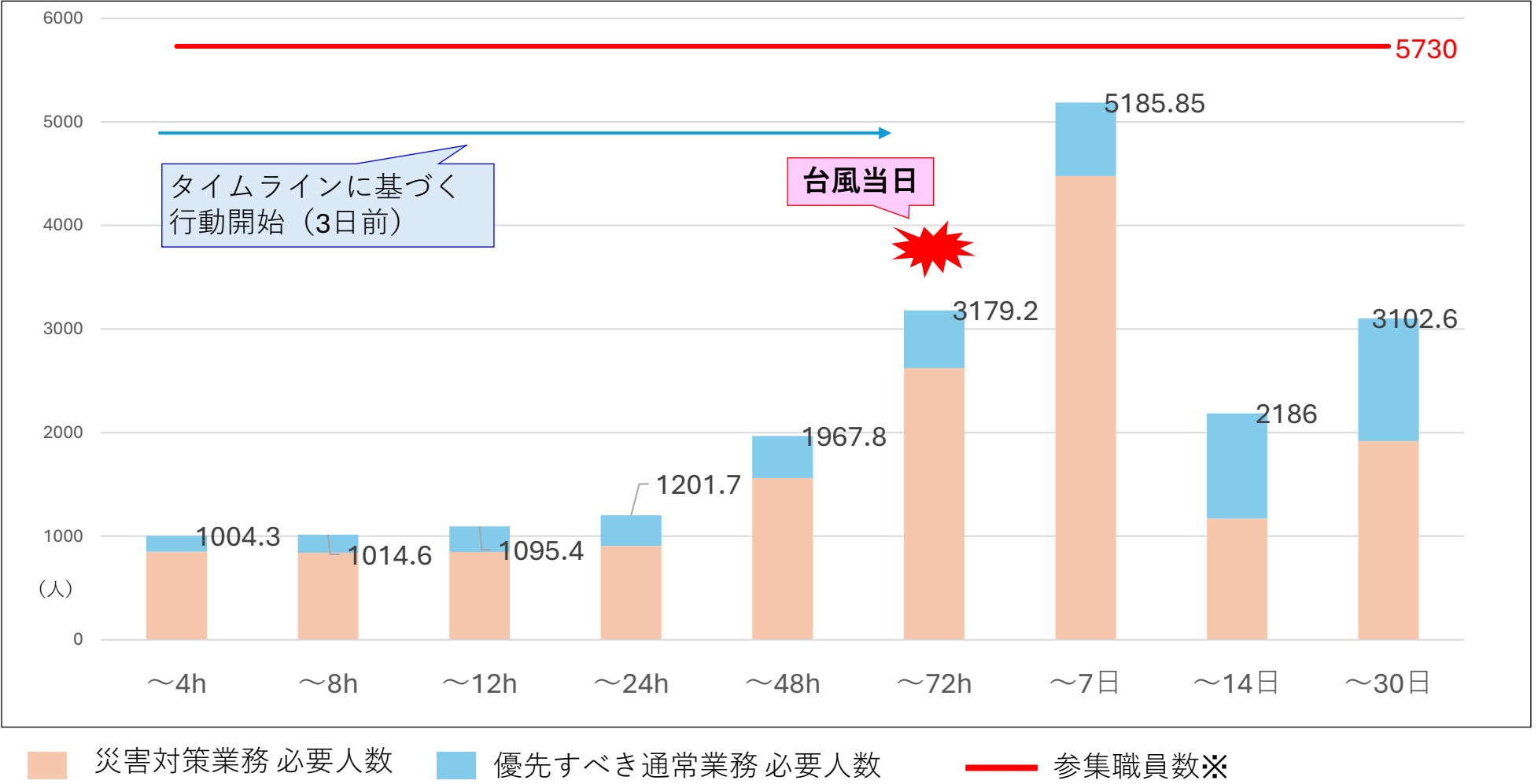
- ・調査により、**震災時の職員の参集人数と非常時優先業務の必要人数**を比較・検討し、時系列に沿って特定している。（自宅等からの参集を伴う夜間・休日等の勤務時間外の参集を想定）
- ・非常時優先業務のうち、必要な人的・物的資源が確保できない場合は、優先すべき通常業務の中から影響度に応じて、特に重要な業務を精査し、業務を実施・継続することとする。併せて、受援体制の検討を進める。



※参集職員数は、公共交通機関の運行停止のほか、職員の被災、居住地域の被災、地震による混乱、家族の被災により、参集困難な職員を一定数見込むものとする。

風水害

- ・ 水防活動を要する場合、気象警報の発表状況等に応じて職員を参集させる。
- ・ 調査により、「**水害対応タイムライン（防災行動計画）**」で定められる業務について、**時間経過に応じた必要人数**を特定している。



※風水害は、台風の進路や気象予報等により、発災の一定程度前から予測が可能なため、職員の事前配備を行うことが可能なことから、全職員の参集を見込むものとする。

第5章 計画の推進に向けた取組み

- 震災時職員行動マニュアル等の個別マニュアルの整備（見直し）
- 訓練の実施
- 業務継続計画の点検・見直し
- 業務継続の考え方の普及啓発